

宮城県主要農作物種子審査要領

(趣旨)

第1 この要領は、主要農作物種子条例（以下「条例」という。）、主要農作物種子条例施行規則（以下「規則」という。）及び主要農作物種子条例事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、優良品種種子の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定種子生産ほ場の届出)

第2 優良品種種子を生産しようとする者は、特定種子生産ほ場届出書(事務取扱要領様式第6号)を、当該届出をしようとする者の所在地を管轄する農業改良普及センターに提出しなければならない。

(審査請求)

第3 条例第12条第5項、規則第7条第1項及び事務取扱要領第7の規定によりほ場審査及び生産物審査(以下「審査」という。)の請求をしようとする者は、主要農作物特定種子審査請求書(事務取扱要領様式第7及び8号)を、当該請求をしようとする者の所在地を管轄する農業改良普及センターに提出しなければならない。

(審査事項及び審査時期)

第4 審査する事項は、次の各号に掲げる審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) ほ場審査 異種株、異品種株、品種特性が明らかに変異した変異株及び雑草の混入程度、病虫害及び気象被害の発生程度並びに農作物の生育状況
- (2) 生産物審査 発芽率並びに異種種子、異品種種子、雑草種子及び病虫害種子の混入程度

2 審査する時期は、次の各号に掲げる審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) ほ場審査 稲並びに大麦及び小麦(以下「麦類」という。)にあっては出穂期及び糊熟期、大豆にあっては開花期及び成熟期
- (2) 生産物審査 生産物を包装する直前

(標識の設置)

第5 審査請求者は、ほ場に標札、標柱等の標識の設置を行うとともに、審査に先立って審査対象のほ場の境界を標識により識別できるようにする。

(審査員及び審査補助員)

第6 条例第12条第6項及び事務取扱要領第8に規定する審査に当たる職員は、普及指導員又は関係試験研究機関の職員であって、採種管理に関し学識経験を有する者とする。

2 知事は、必要があるときは、審査の事務を補助する種子審査補助員をおくことができる。

(審査の基準及び方法)

第7 条例第12条第2項及び第3項に規定する審査の基準及び方法は、別表のとおりとする。

(証明書の様式)

第8 条例第12条第2項及び第4項のほ場審査証明書，生産物審査証明書の様式は，それぞれ様式第1号，様式第2号のとおりとする。

附 則

この要領は，平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和2年4月1日から施行する。